

行き先はどこか？

——ここ三十年の中国の大学の法学教育の発展の概況とその問題点——

李 力

松 田 恵美子(訳)

始めに

- 一 発展の現状とその特徴
- 二 現在の主たる問題点
- 三 未来への発展

始めに

近年、法学教育もまた中国の法学者の注目を集める重要問題であり、多くの関連する研究報告と著作が発表されている。中日両国の法学教育の発展はいずれも新たな問題に直面している。その背景は異なり、その表れ方にも違

いがあるが、おそろしくいくつかの共通点があるであろう。それを考えると、今日このような議論と意見交換を行なうことは非常に有用なことに思われる。

私は一九八一年九月から一九八八年一月まで、北京大学法律学系で学んだ。その後、中央民族学院で九年、次いで中国青年政治学院で十一年近く、法律系において教鞭をとっている。そこで私自身直接にこの三十年の間の中国の大学の法学教育の発展の過程を体験しました目にしてきたため、その基本状況と問題点に対して一定の理解、感、方、考え方をもっていると言つてよいと思う。

以下、個人の観察、体験、理解に基づいて、現在の中国の大学の法学教育の概要と直面している問題について紹介したいと思う。適当でないところがあれば、どうか御教示のほどをお願いしたい。

一 発展の現状とその特徴

(一) 近代法学教育の発展の道のり

近代法学教育の中国での発展は、百年ばかりの歴史をもつにすぎない。その間には多くの曲折があり、一九四九年を境にほぼ二つの時間に分けられる。

(1) 旧中国の時代（一八九五—一九四九）

一八九五年に、中国の最初の近代的大学、天津北洋西学堂が誕生した^{〔1〕}。その大学の本科として作られた四つの科（系）の筆頭が、法科（法律系）であり、アメリカのイエール大学の経営方式をモデルとしたものであった。清末の法典編纂に伴い、一九〇六年に京師法律学堂が設立され、そしてこの後は各地で次々と法政学堂が設立され、官

吏の養成を目的とした。主として講じられたのは清末に改正された法律であつて、北洋西学堂を西洋の法律を伝授することを主とするモデルへと変えたのである。一九三〇年代に至ると、既にかなり整つた近代的な大学の法学教育のシステムを打ち立てていた。当時の「北の朝陽^{〔2〕}、南の東吳^{〔3〕}」、「朝陽なければ法院ならず」との言い方から、その頃の法学教育の近代化の状況の一端を見てとることができる。

(2) 新中国の時代（一九五〇—二〇〇七）

この時代はおおよそ三つの段階を含んでいる。一九五〇—一九六五年の、法学教育のソ連化の時代。一九六六—一九七六年の法学教育が全面的に停滞し、法律系の解散さえあり、全国でわずか北京大学と吉林大学のみが法律系の看板を残した時代。一九七七年から現在に至る、復活、再建、法律系の創立が強力に進められた、再度近代化の過程に足を踏み入れたといえる時代。以下で重点的に紹介するのは、この段階である。

(一) 二三十年の発展の概況

一九七七年に、中国は高等学校入試制度が復活し、ほぼ十年にわたり停滞した大学教育が復活した^{〔4〕}。この後、対外開放と経済改革とその発展、及び民主と法制の社会の発展過程を建設する必要に伴い、中国の大学の法学教育は急激な発展の契機を得ることになり、その大体の経過は以下のような過程を辿る。

(1) 復活と再建の時代（一九七七—一九八五）

一九七七年に北京大学と吉林大学の法律系が学生の募集を再開した^{〔5〕}。北京大学法律系の七七年入学組は八二人であり、中国共産党第十七回全国代表大会で政治局常務委員に選任された李克強氏はまさにその中にいたのである。

我々八一年入学組は五クラスであり、二五〇人近く学生がいた。

一九七八年から一九八五年までに、「文化大革命」以前に法律系のあった名門校は次々と法律系を復活させ、学生の募集を始めた。当時各大学の法律系が設けていた専門は若干異なるが、一般には三つの専門があった。即ち、法律学、経済法、国際法である。これと同時に法学の修士課程、博士課程の院生の募集も再開した。これによって新中国の法学教育は再び近代化の道を歩み始めたのである。

(2) 安定した発展の時代（一九八六—二〇〇〇）

一九八六年からは、一九五〇年以降設立された大学と一九七七年の後に新たに設立された大学が、次々と法律系を設けた。²⁾ 例えば、私がかつて在職した中央民族学院（後、中央民族大学と改称）は一九八六年に法律系を設け、現在の勤務先の中国青年政治学院は一九九三年に法律系を設けた。³⁾ この他、一部の理、工、農、林等の単科大学が、いわゆる新型総合大学の道に向けて走り出すとともに、やはり次々と再度或いは新たに法律系を設置した。清華大学は一九九五年に法律系を復活させている。

全体として見るなら、前期の基本的に安定した発展の時代、つまり一九九三年には全国の大学が一三四の法律専門課程を設け、在学生は三四八五六人であった。⁵⁾ 後期はやみくもに法律系を設置する傾向が現れた。その背景には、学院が次々と大学に升格し、いわゆる大学を市場化させるとの主張があり、一九九九年からは学生の募集の拡大が始まったことがある。一般に法学の専門の敷居は低いが、影響が大きく、効果がすぐに現れると考えられた。そのため法律系が多くの大学で設立され、まるで芋の子を洗うような混雑となった。

注目すべきは、その間に国家教育の管轄部門（もとは国家教育委員会と称したが、後に教育部と改められる。以下すべて「教育部」と称す）は制度的に法学教育に対して三つの改革を行なったことである。⁴⁾

第一、一九九六年十一月に、法学学科教学指導委員会が設置され、全国の法学専門の学科の設置、管理、専門の評価に対して直接に責任を負うことになった。

第二、一九九九年から、法学本科は単一の法学専門のみを設け、一つの専門に基づいて（後で異なる専門に分けることはできる）学生を募集することになった。⁶⁾ 同時に、法学専門の本科で教える十四の中心となる科目を確定した。即ち、法理学、中国法制史、憲法、民法、商法、経済法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法と行政訴訟法、知的財産法、国際法、国際私法、国際経済法である。各大学の法学専門に少なくともこの十四の科目を設けねばならないと要求したのである。

この二つの措置の目的は、法律系の乱立現象に対してマクロ的な管理とコントロールを行ない、これまでの各大学の法律系の専門と科目設置の面での不統一で混乱した側面を是正しようとするものであった。しかし法学専門は既に各省や各部の審査・許可を経て改められていたので、そのためこのような盲目的展開をコントロールしようとの措置はどの程度の効果をもたらすかは難しいところである。

第三、一九九五年四月、國務院学位委員会の第十三回会議の承認を経て、法学修士システムの他に法律修士の学位（一般にJMと略称）を設け、一九九六年に学生の募集を始めた。これはアメリカのJD教育モデルを模倣して設立された法律専門職の教育システムであり、予定する養成目標は以下の通りである。裁判官、検察官、弁護士以外の法律専門職の部門或いは職業（例えば公証や特許事務等）の複合型の法律人材。その当初の目的は法律的には法律修士が法律専門職の人材の養成システムの中の中心的地位となることを確立することであった。最終的には法律修士が法律専門職の人材の養成システムの中の中心的地位となることを確立することであった。

その設置の背景というのはおよそ以下の通りである。一つには、一九九二年の鄧小平の南巡講話の後、中国共産党第十四回全国代表大会が二〇世紀に始めて新たな経済体制を作り上げるとの努力目標を明確に提起し、且つ一九

九〇年代の法制建設の目標を明確化した。中国の指導者層は法制化が市場経済に内在する必要事項であるとともに必然的要求であり、整備された法制が現代の市場経済と社会の成熟度の重要な指標であるとはつきりと意識するに至ったのであり、そのため中国の市場経済を進展させるに必要なのは三十万人の弁護士であることを提起した。もう一つは、司法実践からの需要と法学教育の供給の均衡が崩れるという矛盾が生まれていることである。即ち、裁判所、検察、弁護士業などが高い条件（修士以上の学位を具えていること）を欠いた法律専門職であるため、二〇〇〇年以降「裁判官法」、「検察官法」、「弁護士法」等に基づいて、新たな許可基準を実施した。そして現在の法学修士の養成システムは、その目的が学術型法律向け人材を養成することであるので、たとえ全員が司法実践部門の採用するところとなっても、数量的には要求を十分に満たすことはできないのである。

このためさらに國務院学位事務、政法部門、法律系大学・学院により組織される法律修士専門指導委員会が設立された。最初の審査・許可制度はかなり厳格で、一九九五年には八つの大学のみが試験の実施機関として認められた。⁶⁾しかし実際上はその後その当初の目標と許可基準からかけ離れてしまったのである。

(3) 急激な速度、規模での発展の時代（二〇〇二—二〇〇七）

大学が直面する生き残りへの圧力と経済利益へと駆りたてる動きの下で、法律系の盲目的な発展の勢いは非常に早いものであった。まさに学者が言いつ通りである。即ち、法学の学校を建てるのが過度となり、基本条件の基準に合するような教師となるべき人材のあるなしにかかわらず、争うように法律系を設置し、法学の専門とし、学部本科生、さらに院生までも募集し、法学を経済学につく「有力学」と称させたのである。しかし実際上はかなりの部分の卒業生が必要な学問上の知識を身につけてはいなかった。その典型としては、例えば条件がかなり低く、実力のかなり乏しい各種の小規模高等教育機関が、しばしば多くの共通科目の教師を雇い（その多くは法学教育を

受けたことがなく、もともとは政治科目を講義していた）、法学の専門と称して、法律系或いは法学院の名で学生を募集するようなものがある。⁷⁾

二〇〇一年には、全国で法学の本科の専門をもつ高等教育機関である大学・学院は二九二校であった。二〇〇二年には三三〇校以上に増え、在校生は六万人以上になった。二〇〇五年の末には、法学の専門を設ける大学は既に五五九校となり、在校生は三十万人に達したのである（このうち学部本科生は二十万人以上、法律修士の専門学位の院生は二十万人以上、法学修士の院生は六万人以上、法学博士の院生は六〇〇〇人以上である）。二〇〇六年には、既におよそ六二〇校に達していた（正確な数字は、おそらく教育部であってもはっきりとはわからないであろう）。ほぼ本科のある大学は皆法律系或いは法学院を設けているのである。

まさに蘇力教授が北京大学法学院を代表して上海交通大学の法学院の設立大会に送った祝辞に述べる如くである。即ち「世界で一流の大学は皆、必ず世界一流の法学院を持っている」。法学は現代の大学を象徴する学科の一つであり、法学がないと真の意味での大学とはなれないのである。⁸⁾この言い方は「手前みそ」の嫌いがあることを避けられないにもかかわらず、ところがかえってもてはやされたのである。このように現在中国の各大学はしのぎを削って争い、我も我もと世界一流の大学を創るのだとのスローガンを叫んでいる。その中で誰が法学院を作らないでいられよう。

これと同時に、法律修士もまた大変な勢いで発展した。二〇〇四年に許可されたのは十一校で、計五十校の大学・学院となり、二〇〇六年に二九校が許可され、現在では計八十校となっている（この中には中国社会科学院法学研究所も含まれる）。新たに増えた法学修士課程を認められた所となると、さらに星の数ほどあり、数えるすべもない。法学の博士課程を認められること、またポスト・ドクターの研究の場となることは、まさしく今後各大学が遅れまいと必死になり増設を争う新目標となるだろう。

(三) 二三十年の法学教育の発展の特徴

(1) 法律系との名称を法学院にかえることが流行したこと

アメリカのロー・スクールを手本にしたことではあるが、これによって実質的に変化は全く生じていない。しかしまだ看板を変えずに残っている法律系は、かえって「貴重動物」のパンダとなってしまった。

(2) 単科の政法学院が徐々に法学を主とする総合文科系大学へと向かう傾向が生じたこと

一九五〇年代にソ連の法学教育モデルをもって司法部に直属する五つの政法学院を創設した。即ち、北京、西南、中南、西北、華東の政法学院である。この五つの政法学院は北京大学、中国人民大学、吉林大学、武漢大学の法律系とともに中国の法学の「五院四系」として、長きにわたり中国の法学教育の水準を代表してきた。政法学院は一九八三年から二〇〇七年の間に、名称変更或いは合併の方法を経て、法学を主とする総合文科系大学の列に加えられるまでに地位を向上させたのである。

(3) 本科の法学専門の学生募集と修士院生の募集の分岐が始まったこと

重点大学、著名法律大学・学院は、すでに学部本科の法学専門の学生の養成をその主流とするのではなく、大量に修士課程・博士課程の院生を集めることをその発展の重点としている。¹⁰⁾ この他、ポスト・ドクターというのでもまたおかしな最高学位である。また新しくできた法学院は、学部本科生を拡大して募集することに力を注ぎ、常規を逸するほどに学生募集の規模を拡大することさえある。

(4) 司法試験が現在の法学院に与える衝撃はあまり大きくないこと

二〇〇二年以後、統一司法試験が始まり、その内容には法学の学部本科が開設しなければならぬ十四の法学中心科目が含まれている。¹¹⁾ 現在のところ教育課程に対する影響は大きくない。また法学専門の学部本科の教育課程は司法試験を指して旗を振るべきかどうかが論じられたことがある。賛成者、反対者いずれもあり、日本に学び「法科大学院」を作ろうと主張する人までいたほどである。中国政法大学は司法試験学院を設立し、試験前の養成に責任を負い、その経済的な意味はさらに大きくなった。それでもし将来中国法制史を取り消すようなことがあれば、この科目の大学の法律系における存続に影響する可能性があるといえる。

二 現在の主たる問題点

1 「法を学ぶ者川を昇る鮭の如く、法学卒業証書その価値紙切れの如し」

中国の現在の公立大学は約一〇七五校であり、そのうち学部本科として数えられるのは六〇〇余りで（教育部直属の大学が七〇余り、各部、各委員会の管轄するものが一〇余り、その他省や市という各級政府の管轄するものがある）、そのほとんどが法律系或いは法学院を持っている。法学の専門は一たび人気に火がつくと、空前の「繁栄」となったが、その背後には憂慮すべき事態が潜んでいたのである。例えば、質のバラつき、卒業証書の価値の低下、需要と供給の不均衡。東部地区の法律人材はほとんど過剰であるが、西部の発展の遅れた地区では人材が不足しているにもかかわらずそこに行きたがる人は少なく、中央の部や委員会の機関に留まることを希望し、末端の行政単位や農村には行きたがらない。いわゆる法学部学生の就職難の現象が生じ、相対的に過剰とする説もあり、そのために既に学部本科生の募集数の削減が起きている。

2 多元化した養成システムと複数の管理機構の並存

一つの法学院におそらく多くの養成の目標が並存するシステムとなつていくといえる。即ち、法的素養を身につける教育、法学本科、学術研究教育、法学修士課程、法学博士課程、法律専門職教育、法律修士。そしてその各々に対応する管理機構がある。即ち、教育部法学専門教育指導委員会、国务院学位委员会、法律修士教育指導委員会である。マクロ的管理では、協調と統一に不利であり、多くの措置、例えば評価などは形式に流れることが多い。

3 法学教育とは一体、法的素養を身につけるための教育か、それとも職業教育であるかなお論争があること。結果的には、二〇〇六年七月に、上海で開催された中国内外の大学の学長会議で、一部の有名大学の学長が学部本科ではもはや法学の専門教育を行わず全面的にアメリカモデルに倣い、法律修士を育てるのがよいとの意見を提起した。しかしやはり多くの大学の学長がこの意見に反対した。その根本にあるのは、利益の違いであり、また養成目標に対する認識の違いである。

4 法学教育と法律専門職の乖離

これは現在誰もが認める際立った問題であり、また以前から続いている問題でもある。

一つには法学教育は自分で学び、自分で興味を持つというものであり、これを意味する学院化への道を走つたために、法律修士もまたこれによりその当初に期待された目標からかけ離れてしまった。もう一つには、司法部門はこのような学院化へと進むことを認めておらず、且つ法律専門職の行政化、広い意味での政治化、また地方化は、最終的には独立した職業となることを難しくする。そして法学部の卒業生はまた必ずしも裁判所、検察、弁護士業

界を仕事として最初に選ぶわけではないのである。

三 未来への発展

学者たちはこれまで各種の改革案を提起してきており、その主たるものは以下のようなものである。

大学の法学の学部本科を廃止し、法律修士を中心とする。これに対して、法学専門指導委員会は既に公式にこのような考え方を否定しているので、当分の間は類似のやり方が登場することはおそらくないだろう。

別に国家と省級の法学院を設立し、それに対応した職業養成制度を併せて設立する。これはまたもや重複設立であり結局は五大政法学院の二の轍を踏む問題となるのではなからうか。

この他さらに十年から二十年の後、法律専門職の人々による援助がおそらく法学院の最も重要な財政資金の源の一つとなるだろうと、予想する学者もいる。国家が法学教育からは徐々に手をひき、法学院は次第に職業教育へと向かい、法学院の間の競争が次第に激しくなるなら、法学院の教と学生募集が過剰となる問題はおそらくこれにより取り除かれよう。しかし、その前提となるのは現在の体制が変化しなければならぬということ、そうでなければ一つの教育と司法がいずれも広い意味で政治化するという大きな周囲の状況の中で、どうやって私立或いは民間団体により掌握或いは主導される法学院が現れよう。

一体中国の法学教育の前途はどこに向かっているのか。茫然とさせられる。しかし遅かれ早かれ必ずや改革は必要なのだといつことは言えるのである。

注

- (1) また「天津中西学堂」とも言い、翌年には北洋大学堂と名称を改める。一九〇〇年に閉校となるが、一九〇三年に復校し、同時に「北洋大学」と改称する。これが今日の天津大学の前身である。
 - (2) 朝陽大学とは、一九二二年に北京で設立された、中国人自身の手になる私立大学である。当時は「中国の最も優秀なる法律学校」と称された。一九五二年の大学・学院の調整の時に中国人民大学の法律系に編入された。
 - (3) 東呉大学法学院は、一九一五年に上海で設立された、アメリカ系教会の運営によるもので、授業内容では「英米法」が突出しており、専ら「比較法」を講義することが主であった。
 - (4) 当時は三つの大学の法律系が学生の募集を行い、その総数は二〇〇人余りであるとする説もある。参照「法律文憑賤如糞土？」(南方周末 二〇〇七年六月一四日)。
- 最近中南財經政法大学のホームページの「大学概要」の「大学紹介」の欄中で以下のように述べていることを探しあてた。「一九七八年一月、湖北省の認可学校(湖北財經専科学校)が名称を湖北財經学院と改め、最初の本科生と研究生募集再開の高等教育機関の一つとなった。一九七九年一月、國務院の認可を経て、湖北財經学院は財政部と湖北省の二重の指導体制から、財政部主導となった。一九八四年二月、湖北財經学院法律系を基礎とし、中南政法学院が再建され、司法部の指導に帰すこととなった。一九八五年九月、湖北財經学院は名称を中南財經大学と改め、鄧小平自らが校名を揮毫した。二〇〇〇年二月、國務院は教育部の案を認可し、中南財經大学と中南政法学院は合併し、二〇〇〇年五月二六日に新たに中南財經政法大学となった。」一九七七年以後、最初に学生募集を再開した三つ目の大学の法律系とは、おそらくもとの湖北財經学院法律系であろう。
- (5) 霍憲丹『中国法教育的發展興衰型(一九七八—一九九八)』、法律出版社、二〇〇四年、二三—四頁。
 - (6) 即ち、北京大学、中国人民大学、吉林大学、武漢大学、對外經濟大学、中国政法大学、西南政法大学、華東政法学院である。
 - (7) 董之偉「新型総合性大学拳辦法学教育之前景 從上海交通大学談起」(『法学評論』二〇〇二年第五期) 一五四頁。
 - (8) 前掲注(7) 董論文、一五一頁。

- (9) 北京政法学院は一九八三年に中国政法大学と改称し、二〇〇〇年に教育部に属することとなった。同年、中南政法学院は中南財經学院と合併し中南財經政法大学となり、教育部に属することとなった。西北、西南、華東の政法学院はそれぞれ所在地の陝西省、重慶市、上海市において、地方の総合大学へと変貌していったのである。
- (10) 一部の有名大学の法学院は、「創収」(経済的利益を得ることが最も主要な目的であり、これは中国の大学の学長と法学院の院長の職責の一つである)のために、深圳、香港等の地で研究院を設立し、法律修士課程を作るために力を尽くした。その外、博士課程の院生の拡大募集はもはやニュースではなく、いわゆる「幹部指導者」(権力のある者)や「会社の主人」(金のある者)が次々と博士學位を目指して学ぶという流行が現れた。近年少数の新たに法学博士課程を認められた大学が博士課程の院生の常軌を逸したかのような募集を行っており、一人の博士課程の院生の指導教官(中国の大学教授の名刺上にはしばしばこの肩書きが書かれており、「博導」と略称している。実際上は「教授」よりさらに一段上の職業上の肩書きとなっている。)の多くは一年に十名を下らない博士課程の院生を探ることができるとのことである。台湾の学者は大陸の博士課程の院生の養成体制と質に対して遠回りに批判することがしばしばで、筆者はこれを聞いて汗顔の至りであった。筆者の理解するところによれば、台湾地区の博士の学位には六年、十年の研究が必要となるが、大陸はそれを四年乃至六年に改めたところなのである。「法学の卒業証書は紙切れに等しい」とは「ここからもその一端が窺える。」
- (11) 当初は「中国法制史」はその中に入っていなかったが、のち中国法学会教育研究会、中国法律史学会等がいろいろと公的・私的な関係を利用して表立って呼びかけを行い、ついに入れられた。中国法制史の将来の運命はどうなるかは、予想は難しい。参照拙稿「危機・挑戦・出路…「辺縁化」困境下的中国法制史学 以中国大陆地区為主要对象」、所収(台北)中国法制史学会会刊『法制史研究』第八期、二〇〇五年二月。

補注

補1 高等学校⇨高校は、大学、専門学院、高等専科学校(二—三年制)の総称であるため、日本の高校とは異なる。日本に

当てはめると、高校より上の教育機関の意味になる。中国ではこの高等教育機関への入学試験が、一九六六年から一九七六年の文化大革命の間停止となった(但しこの間、大学で学び卒業した人がいないということではない)。ちなみに中国

で日本の高校に相当するのは高級中学（高中）であり、中学に相当するのは初級中学（初中）である。

補2 以前は「系」が大学・学院の中で学生募集の単位であった。大体において日本の学部に対応しようが、規模は様々なようである。近年は法律系を法学院へ変更するなどの例が見られる。

補3 近年は名称を 学院から 大学へと変更する大学が増えたが、以前は例えば北京大学、北京外国語学院のように、総合大学は「大学」、単科大学は「学院」とするような名称の区分があった。大学の難易度とこの名称の区分は関係しなかった。また日本でいう高校より上の教育機関であれば名称に、「大学」や「学院」を用いるため、校名が 大学であっても四年制大学とは限らない。

補4 大学の管轄先がいくつもあり、かつては国家教育委員会管轄の三十八校が最難関校であった。現在も教育部、その他の中央の部や委員会、また地方機関など、管轄先がいくつかに分かれている。

補5 大学の本科は四年制課程である。この他に二・三年制課程の専科を大学が持つことが以前は多かった。四年生課程生が本科生であり、日本の大学生に相当する。専科生は日本でいう大学併設短期大学の学生に相当するとみてよいのではない。現在専科は廃止の傾向にあると聞く。

ここでついでに挙げておくが、日本の大学院生に相当するのは、中国の「研究生」である。

補6 全国統一の弁護士試験が一九八六年に始まり、一九九五年に制定された裁判官法と検察官法に基づき、裁判官や検察官採用のための試験が実施されることになった。そしてさらにそれらを統一した統一司法試験が二〇〇二年から始まった。

李力氏は一九六四年生まれ、大学、大学院修士課程を北京大学法律学系に学び、その後中央民族学院の講師、副教授を経て、現在中国青年政治学院法律系の教授である。また二〇〇六年には、中国政法大学法学院で博士学位を取得している。専門は中国法制史の中でも先秦の法制史であり、多くの研究成果を発表している。二〇〇七年発表のものには、『隸臣妾』身份再研究¹、中国法制出版社、二〇〇七紀秦『隸臣妾』身份問題研究的回顧及其評述²（修訂本）、（北京）中国法律史学会会刊『法律史論集』第六卷（法律出版社）所収、がある。また滋賀秀三『中国家族法の原理』の共訳者であるように、日本語文献の翻訳も多い。韓国、台湾、日本と、海外での研究活動も多い李力氏は、二〇〇七年九月から東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所客員教

授として日本滞在中である。

ところで日本は様々な改革のつねりの中に吞み込まれているかのような状況にあり、大学もその例外ではない。法学部においても、例えば法科大学院の開設は、教育面にも、研究の発展の面にも大きな影響を与えている。変化し続ける大学の中で生きることになってしまった者として、常に法学教育のあり方に悩みを抱える中国の状況を知ること重要に思われた。また中国の大学さらに法学教育は、歴史、制度面等でかなりの点で日本と相違があるにもかかわらず、日本の法学部ではその点におよそ目を向けることなく、留学生の受け入れのみを奨励してきた観がある。そのためこの点からも、中国の大学の現在の状況を知ることが重要に思われた。

そこで李力氏が近年は法律系の主任を務められ、また注（11）論文を発表されるなど、中国の法学教育についても知悉されていることから、本来の専門ではなく、法学教育についての講演を依頼し、意見交換を行なうこととした。私を含めた基礎法教員にとつては、非常に有益な場となったことから、その時の講演内容をここに掲載したいと思つた。

なお李力氏はかなりわかりやすく中国の法学教育の発展状況を説明されたが、中国での一般的な用語でありながら、日本人にとつてあまりその意味が知られていない用語もあるため、訳者の知りうる限りの知識に基づき、いくつかの補注をつけた。また今回の講演内容に関連する文献を挙げると、その後の様々な制度変更はあるのだが、一九九〇年代前半までの中国の大学の基本状況及びその複雑性を知るためには、遠藤誉編著『中国大学総覧』（第一法規出版、一九九一年）が非常に有益である。法学教育については、木間・鈴木・高見澤・宇田川『現代中国法入門』第四版（有斐閣、二〇〇六年）第一章、法学教育と法曹養成（鈴木賢執筆）が、数少ない参考となる文献である。